

◎新潟県告示第816号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

(1) N-〔1-〔2-ヒドロキシ-2-(チオフェン-2-イル)エチル〕ピペリジン-4-イル〕-N-フェニルプロパンアミド（通称名：β-Hydroxythiofentanyl）及びその塩類

(2) メチル=2-〔1-(4-フルオロブチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド〕-3, 3-ジメチルブタノアート（通称名：4F-MDMB-BICA、4F-MDMB-BUTICA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和3年6月27日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。